

地域密着型金融の取組状況・支援内容について

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。

地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

令和8年度 地域密着型金融の取組方針

兵庫信用金庫

- 当金庫は「地域社会に価値ある存在となる」ことを経営理念とし、お客さまとのリレーションを深め、お客さまと地域社会の課題解決に向けた取組みを組織的に継続・実践いたします。
- 現在、わが国経済は金利のある世界への本格的な移行期にあり、お客さまの課題について真摯に向き合い、人手不足の深刻化や原材料・エネルギー価格の高騰への対応に加え、DX化による生産性向上に対するソリューションを継続的に提供いたします。
- 令和8年度は以下の項目に重点を置き、伴走型支援を通じてお客さまの企業価値向上と地域経済の持続的成長に貢献いたします。

1. お客さまに対するコンサルティング機能の発揮

ー 変化する経営環境に応じた「攻め」と「守り」の伴走支援 ー

(1) 創業・新事業開拓を目指す企業への支援

- 信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した資金支援に加え、創業事業計画策定から実行までをトータルに支援します。
- また、創業期における課題に対し、創業時に利用できる補助金などを活用した支援を提案します。

(2) 成長段階における持続的成長・生産性向上への支援

- 人材確保支援：深刻な労働力不足に対応するため、外部機関と連携した採用支援や、従業員のエンゲージメント向上等に関する支援を行います。
- DX・AI活用的高度化：従来のIT導入支援から一歩踏み込み、生成AI等の先端技術を用いた業務効率化やセキュリティ対策支援を推進します。
- 販路開拓支援：川上・川下ビジネスネットワーク事業や各種展示会・商談会情報により、兵庫県内のネットワークを活かした販路開拓を推進します。
- 認定経営革新等支援機関として、個々のお客さまに対する補助金・助成金の情報提供、補助金事業計画策定支援、経営力向上計画策定支援等の各種支援を実施し、経営力の強化・生産性向上支援を行います。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換が必要なお客さまへの支援

- 金利・コスト上昇対応：貸出約定金利の上昇傾向を踏まえ、適切な資金繰り管理やコスト転嫁に向けた支援を行います。
- 経営改善・事業再生等が必要な企業に対して認定経営革新等支援機関として、中小企業活性化協議会の利用促進、保証協会等の公的機関や連携機関からの専門家派遣など、各関連機関と連携し伴走型支援を行います。

(4) 事業承継が必要なお客さまへの支援

- 事業承継に関しては現状分析・課題共有・対策案などの必要な情報提供を行うことや、事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関や連携機関からの各種支援制度を活用して次世代への円滑な事業承継支援やM&A支援を行います。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

- 各自治体が実施する地方創生のアクションプランに対し、地域一体となった活性化に取り組みます。

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

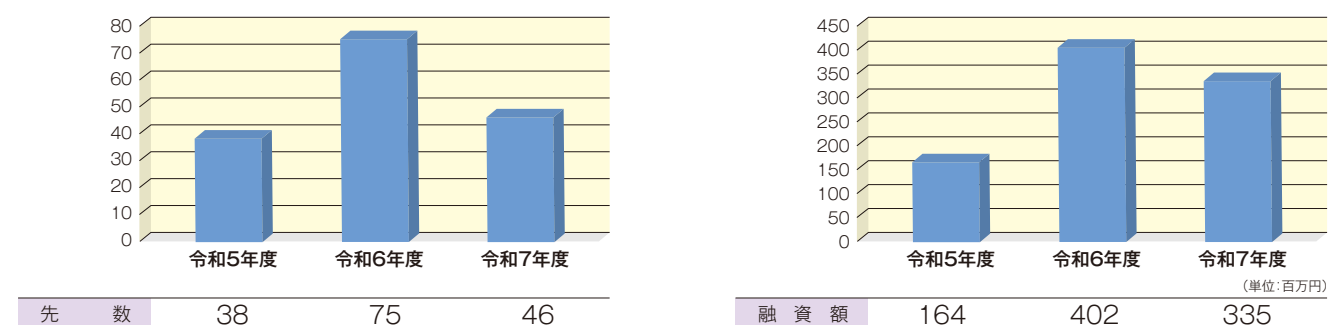
- ホームページやディスクロージャー誌を活用し積極的に情報提供を行います。

① 創業・新事業開拓を目指す企業への支援

創業・新事業融資先数・金額の推移

当金庫では地域の活性化に向け、創業・新事業支援を実施しています。実績面では、令和6年度に75先／402百万円と過去最高水準の実行を記録しました。令和7年度は先数は減少したものの、1先あたりの融資額は高水準を維持しており、意欲的な事業計画への資金供給が定着しています。

今後も資金面のみならず、創業者の経営課題に深く踏み込む「伴走型支援」を強化し、地域の新たな挑戦を全力で支援してまいります。

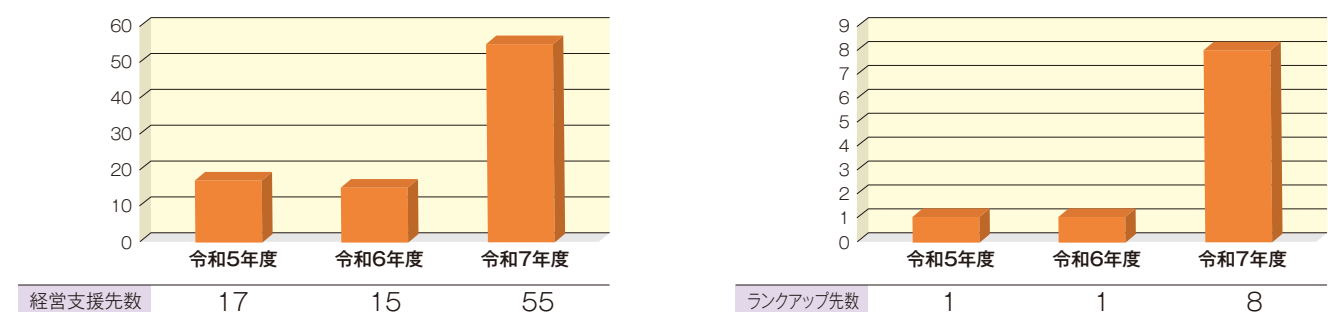


② 経営改善・事業再生・業種転換が必要なお客さまへの支援

経営支援先の推移

当金庫では業況に課題を抱えるお客さまを「経営支援先」として位置づけ、単なる資金繰り支援に留まらない支援を実施しております。令和7年度は経営支援体制を抜本的に強化し、支援先数は前年度比約4倍へと大幅に増加しました。実態に即した収益改善やコスト削減策、経営改善計画書の策定支援等に注力した結果、ランクアップ先数も8先と確かな成果に繋がっています。

今後も物価高騰等に直面する地域事業者の経営改善を支えるべく、専門性を活かした質の高い本業支援を展開し、地域経済の安定と雇用確保、持続的成長を牽引してまいります。



③ 事業承継が必要なお客さまへの支援

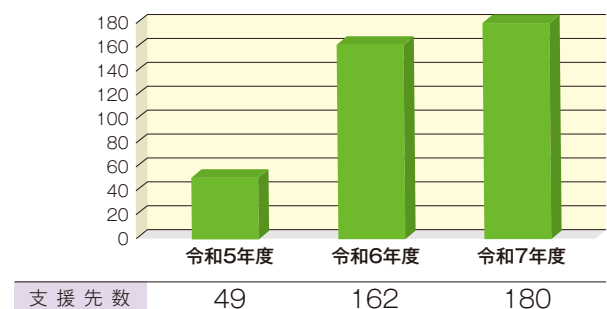
事業承継支援先数

当金庫が営業エリアとしている兵庫県南部地域には優れた技術や伝統を持つ企業が集積する一方、後継者不足が深刻な地域課題となっています。

当金庫ではこれを重要課題と捉え、令和5年10月より事業承継支援を本格的に開始し、積極的な相談対応に注力した結果、相談先数は令和5年度の49先から令和7年度には180先へと飛躍的に増加しております。

これら高まる専門的ニーズに迅速且つ高度に応えるため、令和7年10月には専門組織「承継アドバイザリー室」を創設し、親族内承継の支援のみならず後継者未定先の対応およびM&Aなど第三者承継の橋渡しまで、変化する多様なニーズへの高度な提案が可能な体制を整えました。

事業承継は地域の雇用とお客さまの歴史を未来へ繋ぐ重要なプロセスとして、今後も「承継アドバイザリー室」を核に、外部専門機関とも連携しながら、次世代へ着実に繋ぐことにより、地域経済の持続的成長に貢献してまいります。



◆ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

○金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。

○本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。

○営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客さまからの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間／平日 9:00～17:00

◆ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は1,175件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は35.33%、保証契約を解除した件数は95件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
令和5年6月1日
兵庫信用金庫

職場環境向上への取り組み

◆ 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく取組み

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うための取組みを実施しています。

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

女性の活躍の状況に関する情報 令和8年3月末現在

- | | | |
|------------------|---|-------|
| ① 管理職に占める女性職員の割合 | ： | 5.3% |
| ※役席者に占める女性職員の割合 | ： | 18.6% |
| ② 有給休暇の女性職員の取得率 | ： | 79.7% |
| ③ 全職員に占める女性職員の割合 | ： | 46.1% |

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし(段階2)』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。

